

令和8年度 岐阜県立海津特別支援学校いじめ防止基本方針

「学校いじめ防止基本方針」策定の根拠

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

＜いじめ防止対策推進法（法律第71条）第13条＞

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、全ての児童生徒がいじめを受けることがないように、全ての児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解の深化を図ることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

(2) いじめの理解

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るとの意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法（法律第71号）第2条＞

【いじめ解消の定義】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

1 いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3か月を目安とする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

＜文部科学省 いじめ防止等のための基本的な方針＞

(3) 学校におけるいじめ問題に関する認識と取組

いじめについては、「どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分認識し、児童生徒一人一人に応じた指導・支援を進めていく。全ての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心を養い、自他の存在を等しく認め互いを尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努める。

保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む、いじめが疑われる場合には、教職員全員の共通理解の下、適切かつ迅速な組織的対応をする。

【学校及び教職員の責務】 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われたときは、適切かつ迅速にこれに対応する責務を有する。

＜いじめ防止対策推進法（法律第71号）第8条＞

(4) いじめの態様

いじめの内容	抵触する可能性のある刑罰法規
A 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫・名誉毀損・侮辱
B 仲間はずれ、集団による無視	
C 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
D ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
E 金品をたかられたりする	恐喝
F 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物損壊
G 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
H パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

2 いじめの防止のための取組

(1) いじめ防止教育の充実

- ア 教育活動全体を通じて、児童生徒の豊かな情操と道徳心を養い、自他の存在を等しく認め合い、互いを尊重し合える態度を育てるための取組を推進する。
- イ 心通じるコミュニケーション能力を育成し、主体的に参加・活躍できるような授業や集団活動を通じた人間関係づくりの援助を行う。
- ウ 人権教育活動（「ひびきあい活動」）や部集会、全校集会等の取組を充実させ、児童生徒が互いを認め合いながら、思いやりの気持ちをもって生活する態度を育成する。
- エ 学校生活全体を通じて、児童生徒がいじめや卑怯な振る舞いをしない・見過ごさない集団づくり、児童生徒の「居場所づくり」に向けた積極的な取組を行う。
- オ ストレス・フリーな学校生活の実現に向けた組織的な取り組みを推進する。
- カ 行事や部活動等の体験的な活動を通じた、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育成する。

(2) 児童生徒理解と教育相談体制の充実

- ア 一人一人の教師が、児童生徒理解に努め、児童生徒からの心のサインや訴え、身体的な変化などの兆候を見逃すことなく、個に応じた支援を積極的に行う。家庭においても、児童生徒の心理的な状態まで含めた把握が一層なされるよう、保護者に対して積極的に働き掛ける。
- イ 教職員は、アンテナを高くして児童生徒の小さなサインを鋭く捉えるとともに、いじめ等の未然防止や早期発見、配慮を必要としている生徒の把握に努める。
- ウ 教育相談週間の実施や、担任を中心とした教職員との連携など、教育相談体制の充実を図る。
- エ 特定の教職員が問題を一人で抱えることがないように、生徒支援部長及び教育相談係は、担任等から得た児童生徒に関する情報を集約・整理し、教職員への情報共有に努める。
- オ いじめやその他の問題を早期に発見・把握するため、定期的に学校生活及び教育相談に関するアンケートを実施する。調査結果を受けて、必要に応じて担任等との個別懇談を実施するなど、児童生徒の心のケアを行う。
 - ・学校生活アンケート（年3回実施）、教育相談アンケート（年1回実施）
- カ いじめに関する「本人の訴え」や「周囲からの情報」は、教師と児童生徒との信頼関係が構築されていなければ機能しないため、日ごろから児童生徒との信頼関係を築くための取組を積極的に行う。
- キ ケース会議や生徒指導委員会など校内における支援チームを機能させるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、警察官など、専門家や外部機関等との協働によるチーム支援を推進する。

(3) いじめ防止のための校内体制

校長を中心に全教職員一致協力体制を確立し、組織的に対応していく。平素から対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。そのために、いじめをはじめとする生徒指導上の諸

問題に関する研修を、年間計画に位置付け実施する。

- ア 生徒支援部会(分掌会)で児童生徒の情報の集約・整理、教職員間での情報共有に努める。
- イ 外部専門家等を含めた学校いじめ対策組織を設置し、年2回「いじめ防止等対策検討会議」を実施し、実効のないいじめ防止対策活動の計画・実施を行う。
- ウ いじめ防止等対策検討会議には、管理職、生徒指導主事の他、教育相談係、特別支援教育コーディネーター等が加わり、学校におけるいじめの早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置の実効的かつ組織的な対応を行う。
- エ スクールカウンセラーや弁護士、専門医等との連携を密に図る。
- オ 保護者及び地域住民、その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の取組に対する協力・支援が得られるようにする。
- カ 学校のホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載し、児童生徒、保護者、関係機関等が、本校のいじめ防止の取組や内容を確認できるようにする。
- キ 「いじめられる側にも問題がある」との認識を払拭し、「いじめ撲滅」に向けた毅然とした指導を組織的・計画的に実行するための職員研修会等を実施する。

(4) 学校及び各分掌の取組

ア 学校全体

- ・教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する(地域貢献やボランティア等)。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する(仲間のよいところ見付け等)。
- ・情報の「報告・連絡・相談」を徹底し、管理職を中心とした組織対応を図る。
- ・「いじめ対応フロー図」を作成し、全職員で共有、実施する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

イ 生徒支援部

- ・児童生徒が規範意識をもって、主体的な学校生活を送ることができるよう支援する。
- ・定期的に「いじめ等に関する実態調査」(学校生活アンケート、教育相談アンケート等)を実施し状況を把握する。
- ・教育相談体制を整えるとともに、全ての教師が教育相談的な対応を行うことができるよう、生徒指導の諸問題に関する職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する教育を計画的に実施する。
- ・外部機関(警察、子ども相談センター、市町の福祉課等)との連携を図る。
- ・MSリーダーズ・MSJリーダーズ活動を通じた社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・児童生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事等における全校及び学年・クラス内の協力・協調による「居場所や絆づくり」を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築き、互いが高め合える集団づくりを目指す。
- ・必要に応じてケース会議を実施し、問題を抱える児童生徒の情報共有・問題解決に当たる。
- ・生徒支援通信等で保護者に対して、いじめ防止や情報モラル教育に関する校内の取組や情報提供を積極的に発信する。

ウ 教務部

- ・保護者懇談やアセスメント、学校生活の様子など多角的な視点で情報を収集し、児童生徒の状況把握と理解に努める。
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の充実を図り、活用を推進する。
- ・学習規律を整えるとともに、児童生徒の発達の段階や障がい特性に応じた環境設定や手立てを講じ、分かる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザイン授業を推進する。

エ 学習支援部

- ・情報モラルに関する研修会を実施する。

- ・読書活動を通じた道徳観・倫理観の育成を図る（いじめ防止に関する推薦図書を紹介等）。
- オ 健康安全部
- ・児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるように環境衛生維持管理に努める。
 - ・保健室を活用した児童生徒の心のケアを行う。
- カ 進路・渉外部
- ・社会的自立・職業的自立に向けた、小学部、中学部、高等部における児童生徒の発達の段階に応じた進路指導を行う。
 - ・校外学習や就業体験等を通して、社会における規律の習得を図る。
 - ・いじめ問題について、地域や家庭との協働の推進に向けた対策等に関する情報提供を行う。

3 いじめの早期発見

(1) いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て等

ア 面談等によるいじめの発見

- ・保護者懇談の活用（年4回実施）
- ・担任や教育相談係等による情報収集
- ・教育相談週間実施後の担任等からの情報収集

イ アンケート調査によるいじめの発見

- ・学校生活アンケート（年3回実施）
- ・教育相談アンケート（年2回実施）
- ・保護者への「いじめ・情報端末等の使用に関するアンケート」（年1回実施）

ウ 保健室等利用状況の確認

(2) 児童生徒についての情報共有体制

ア 教職員による児童生徒情報の共有

教職員 → 生徒支援部長・教育相談係 → 管理職

イ 学年会・部会等による児童生徒情報の共有

学年会・部会 → 生徒支援部会 → 管理職

(3) 外部機関との連携

- ・こども相談センター
- ・各市町の福祉課
- ・警察・少年サポートセンター
- ・教育委員会学校安全課との連携によるネットパトロール情報の収集

4 いじめ事案への早期対応

(1) 基本的な考え方

ア 教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

イ 特定の教職員が抱え込むことなく、適切かつ迅速に組織的な対応をする。被害児童生徒を守り通すとともに、一定の教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(2) いじめの発見・相談を受けた時の対応

ア ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には、早い段階から関りをもつ。

イ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止等の対策のための組織」に

速やかに報告し、学校の組織的対応に繋げる。

ウ いじめの対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関と連携し取り組む。

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときには、所轄警察署と相談して対処する。児童生徒の生命や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた児童生徒の支援

- | | | |
|----------|---------------|------------|
| ○事実関係の確認 | ○心の支援を保障 | ○対応策の提示と同意 |
| ○継続的支援 | ○組織的対応、外部との連携 | |

ア 事実関係の聞き取りの際は、いじめを受けた児童生徒の心情を共感的に理解し、自尊感情を高めるように支援する。また、個人情報の取扱等、プライバシーに十分に配慮する。

イ 本人の不安をできる限り除去しつつ安全を確保するとともに、学校の教職員が一丸となって支える体制をつくり、安心して教育を受けられる環境の確保を図る。

ウ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家や関係機関等の協力を得ながら心のケアを行う。

エ 継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認によって判明した情報を適切に提供する。

*支援や対応の在り方については、本人の要望を十分考慮して決定する。

(4) いじめを受けた児童生徒の保護者との連携

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| ○保護者の心情の理解 | ○緊密な連携の確認 | ○本人への支援方法の協議 |
| ○学校の指導方法への理解 | | |

ア 電話による概要説明を行う。事実のみを正確に伝え、家庭訪問等の了解を得る。

イ 家庭訪問等をその日に迅速に行う。家庭訪問等は複数の教職員で行い、(学校管理下で起きた場合は)管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする。

ウ 誠意をもって対応し、徹底して被害児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝える。

エ 本人や保護者の意向を踏まえつつ、組織的に今後の対応方針と見通しを決定する。また、学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

オ 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケアを継続して実施する。

(5) いじめを行った児童生徒への指導

- | | | |
|----------|--------------|------------------|
| ○事実関係の確認 | ○毅然とした態度 | ○相手への共感、行為の責任の理解 |
| ○保護者との連携 | ○組織対応、外部との連携 | |

ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて、心理や福祉等の専門家や関係機関等の協力を得て対応する。

イ いじめを行った児童生徒が、自らの行為の責任を自覚し、「いじめは絶対に許されない行為であること」を理解するよう、一定の教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

ウ 事実確認の聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に関する理解と納得を得たうえで、適切な対応を行うための協力を求める。

エ 生育歴や人間関係、家庭状況等、児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、加害児童生徒の健全な人格の発達に配慮しながら、再発防止に向けた指導、支援を行う。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

- | | | |
|------------------|-------------|--------------|
| ○観衆や傍観者の影響 | ○いじめを許さない態度 | ○児童生徒同士の関係修復 |
| ○互いを尊重し認め合う関係づくり | ○再発防止策の実行 | |

ア 学級における指導においては、被害を受けた当事者及び保護者から了承を得た上で指導を開始する。

イ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉える指導を行う。

ウ いじめを止めることができなくても、誰かに知らせることの重要性や同調する行為はいじ

- めに加担する行為であることを指導する。
- エ いじめは許されない行為であることを指導し、いじめを根絶する態度を行き渡らせる。
- オ いじめを行った児童生徒によるいじめを受けた児童生徒に対する謝罪だけでなく、両者をはじめとする児童生徒の関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出す集団づくりを進めていく。
- カ いじめに対する正しい認識と行動力を養い、「いじめ撲滅」に向けた毅然とした指導を、組織的・計画的に行う。

5 いじめ防止等（未然防止、早期発見、早期対応）のための組織

【学校におけるいじめ防止等の対策のための組織】
 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 <いじめ防止対策推進法（法律第71号）第22条>

平時の組織

いじめ防止等対策検討会議

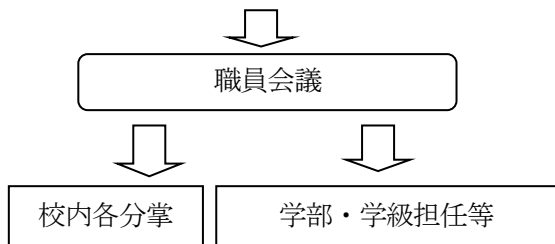
【未然防止、早期発見のための対策組織】

【いじめ防止等対策検討会議】

学校関係者：校長・教頭・部主事・生徒指導主事
 教育相談係・特別支援教育コーディネーター
 第三者：弁護士・スクールカウンセラー・保護者代表（PTA会長）・地域代表（学校運営協議会委員）

いじめ防止のための全体計画の作成

- ・年間計画の作成
- ・定期調査（各種アンケート）の計画と実施
- ・生徒理解のためのアセスメントの実施と情報の収集
- ・人権教育推進活動「ひびきあい活動」の計画と実施
- ・全校集会の計画と実施
- ・保護者懇談等の機会を活用した情報収集 など



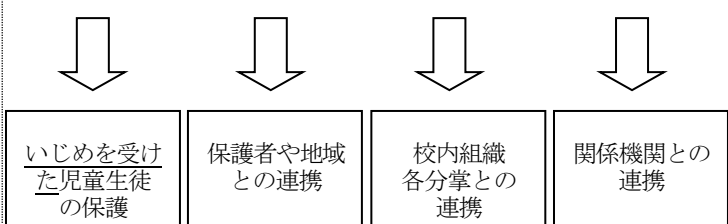
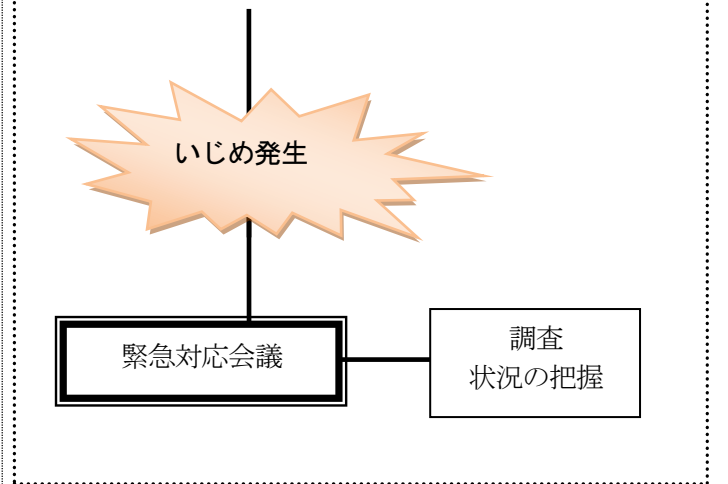
いじめ発生時の組織

いじめ防止等対策検討会議・いじめ対応チーム

【早期対応・再発防止のための対策組織】

【いじめ防止等対策検討会議・いじめ対応チーム】

校長、教頭、部主事、生徒指導主事、学級担任
 特別支援教育コーディネーター、教育相談係
 養護教諭、生徒支援係、弁護士、スクールカウンセラー、専門医 等



6 いじめ防止等のための年間計画

「学校いじめ防止プログラム」(令和8年度版)

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、以下の「学校いじめ防止プログラム」に基づいて、全教職員で取り組む。

【令和8年度海津特別支援学校いじめ防止プログラム】

月	行事等	未然防止のための取組	早期発見のための取組
4	職員研修(児童生徒理解)	本校いじめ防止基本方針確認	
	全校集会	いじめの定義の確認	関係職員による情報収集・組織対応
	部集会(対面式等)	児童生徒の情報共有	
スクールカウンセラー(SC)来校	児童生徒の情報共有		
5	部集会	「ひびきあい活動」 ・良いところ見つけ(～2月) ・あいさつ運動(年3回)	学校通信発行
	教育相談週間		学校生活アンケート① 教育相談アンケート 心のアンケート
	MS・MSJリーダーズ活動開始		
6	あいさつ運動①	第1回いじめ防止等対策検討会議 ・本年度の取組確認	生徒支援部通信発行 心のアンケート
	SC来校		
7	部集会	いじめの定義といじめ防止等の対応の周知	生徒支援部通信発行 心のアンケート
	教員人権教育研修会	本校いじめ防止基本方針周知	
	SC来校		
8	夏季休業		
9	連合児童生徒会役員選挙	児童生徒の情報共有	学校生活アンケート② 心のアンケート 生徒支援部通信発行
	教育相談週間(高)		
10	SC来校		
	全校集会	児童生徒の情報共有	生徒支援部通信発行 心のアンケート
	部集会		
あいさつ運動②			
11	SC来校		
	部集会	児童生徒の情報共有	生徒支援部通信発行 心のアンケート
	文化祭	行事の取組を通じた仲間づくり	
SC来校			
12	人権週間	「ひびきあい活動」報告	保護者対象「いじめ・情報端末に関するアンケート」 心のアンケート 生徒支援部通信発行
	部集会		
	情報モラル教室(高)②		
1	SC来校	児童生徒の情報共有	心のアンケート 生徒支援部通信発行
	冬季休業		
2	SC来校	第2回いじめ防止等対策検討会議 ・本年度の取組報告 ・次年度の方向性検討 児童生徒の情報共有	学校生活アンケート③ 心のアンケート 生徒支援部通信発行
	全校集会		
	部集会		
	あいさつ運動③		
3	SC来校		
	部集会	「ひびきあい活動」最終報告	
	連合児童生徒会役員選挙	児童生徒の情報共有	

※年間を通していじめ防止に向けた啓発を実施

7 いじめの防止等のための取組に係る学校評価項目

取組状況の評価と改善

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善を図る。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると求められたとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

＜いじめ防止対策推進法（法律第71号）第28条＞

重大事態については、以下のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神疾患を発症した場合
- ・法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなど調査に着手することが必要である。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合（いじめによる重大な被害が生じた疑いがあると認める時）、速やかに県教育委員会を通じて知事へ直ちに報告する。

(3) 重大事態への対処

① 調査

重大事態が発生した場合は、事態に対処するとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査組織による調査を行う。

ア 調査のための組織の設置

学校が主体となって調査すると判断された場合、既存の学校いじめ対策のための組織（いじめ防止等対策検討会議）、若しくは「海津特別支援学校いじめ防止等第三者委員会設置運営要項」に基づいた第三者委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査組織の構成については、県教育委員会の指導のもと、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、「第三者を含む委員会」を設置し、調査の公平性・中立性を確保したうえで事実関係の調査を行う。

- ・いつ（いつごろから）
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校や教職員がどのように対応したか

- イ 調査の実施 ※事実関係を網羅的に明確にする。
- ウ 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・被害児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
 - ・調査による事実関係を確認するとともに、加害児童生徒への指導、被害児童生徒の状況に合わせた継続的なケアや、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- エ 被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(改訂版)を参考とする。
- オ 調査結果の提供及び報告
 - ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・調査結果を県教育委員会に報告する。
報告先：岐阜県教育委員会 学校安全課 生徒指導担当

② 重大事態への対処の留意点

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒、保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性であることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

9 個人情報の取扱い

- (1) 児童生徒理解のためのアセスメント等の有効活用について
 - ① アセスメントの結果は個人ファイルに保管し、児童生徒の教育指導上の参考資料として有効に活用する。
 - ② 個人ファイルの保管場所は職員室の所属管理棚（通常は施錠）とする。
- (2) 個人調査データの管理について
 - ① 各種アンケート、面談記録等は、生徒支援部管理のファイルに、アセスメントの結果等については、児童生徒が在籍中は個人ファイルに保管する。特に記名されたものは、原本を保管する。
 - ② アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童生徒が卒業するまで、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は当該児童生徒が卒業後5年間とする。
 - ③ 各種アンケートの保管場所は職員室の生徒支援部管理の棚（通常は施錠）とする。
*学校生活アンケート等一斉調査に関するものは、生徒支援部で保管(卒業後5年)。

10 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

【インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進】

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

＜いじめ防止対策推進法（法律第71号）第19条＞

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。(証拠は残して、警察に相談する。)

- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を行う。^{※1}
(^{※1}こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。)
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し援助・助言を依頼する。
- ・早期発見の観点から、県教育委員会学校安全課、情報担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局やいじめ相談ダイヤル等、外部の相談機関も紹介する。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマホ等携帯電話のメールを利用したいじめ等については、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解と協力を求めていく。
- ・児童生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。